

2020年より年収590万円未満の世帯も、私立高校授業料無償化に！！

2019年5月30日に文部科学省から全国の私立高校にきた通知によると、昨年政府が閣議決定していた私立高校に通う生徒のうち**年収590万円未満の世帯の授業料無償化が2020年4月から実施**されます。(今までは年収およそ350万円未満の世帯に行っており、北海道の授業料軽減制度とあわせるとほぼ無償化でした。)

今回の場合、一斉に行われますので、**現在の高1・高2のご家庭もその対象**になります。

2020年4月から 高等学校等就学支援金制度
私立高校等に通う生徒の「就学支援金」の上限額の引上げなどの制度改正を行います。

全日制私立高校の場合

年収目安 (世帯)	現在の上限額 (円)	引上げ後の上限額 (円)
210万円	11,794,800円	2,577,000円
350万円	11,794,800円	2,577,000円
590万円	1,779,390円	2,577,000円
910万円	1,779,390円	2,577,000円

年収目安 (世帯) が約590万円未満の世帯の生徒を対象に上限額を引上げ

保護者等の「課税所得」を基準として判定します。
(地方税の「所得割額」から変更。)

※ 課税割額において、独自の授業料支援を行う場合があります。

「就学支援金」とは？ 国による授業料支援の仕組みです。
高等学校、高等専門学校(1~3年)、専修学校(高等課程)などの学校に通う生徒を対象としています。
上限額の引上げは、現在、就学支援金の対象となっている学校に適用されます。
引上げ後の支給額は、在校生(2020年度より前に入学者)にも適用されます。

申込方法は？ 学校を通して行います。
入学時などに、通っている学校から案内があります。
その案内に沿って申し込みを行ってください。

文部科学省のwebサイトには、最新の情報や都道府県担当連絡先を掲載しています。

具体的に国の就学支援金がいくらになるか？上限で全国の私立高校の授業料平均額(およそ年額40万円)を超えない範囲だそうですが未定です。また、それにともない北海道の授業料軽減がいくらになるか？やはり未定です。

詳しい内容については、これから追って連絡がありますが、今までのような所得割額ではなく、「課税所得」を基準として該当世帯を判定するようです。いずれにしても、ずいぶん私立高校に通いやすくなります。

2019年5月31日(金)